

日本ボーイスカウト静岡県連盟浜松地区 会 計 規 則

第 1 章 総 則

- 1) この規則は、日本ボーイスカウト静岡県連盟浜松地区（以下「地区」という）における会計処理について定めるものである。
- 2) 地区協議会、同委員会、同コミッショナー及び同トレーニング・チームに関わるすべての会計及び経理は、本規則の定めるところにより処理するものとする。

第 2 章 運 営

- 3) 会計は、通常地区運営のための一般会計と、特別の目的のために運用される特別会計により管理する。
- 4) 会計事務及び経理は、地区協議会により承認された地区委員会会計（以下「会計」という）が処理するものとし、予算の策定及び事業補助金に関わる事務並びに財源確保等の財務は**財政委員会総務委員会**がこれを行う。
- 2) 本会計の予算は、**財政委員会総務委員会**が作成して地区委員会において審議し、協議会総会の承認を得て決定するものとする。
- 3) 緊急やむを得ない支出により補正予算の必要が生じた場合は、地区委員会の審議を経て、協議会中間総会又は臨時の協議会開催による承認を得て決定するものとする。
- 4) 本会計の決算は、年一回、期の末日をもって行う。会計が決算書を作成し、監査委員の監査を経て、協議会総会において承認を得なければならない
- 5) 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第 3 章 一般会計

- 6) 地区協議会、同委員会、同コミッショナー及びトレーニング・チームの活動に関わる会計業務は、一般会計として会計が一括処理するものとする。
- 7) 会計処理における収入、支出項目は別表第1に示す科・項とし、必要に応じて細目を設定するものとする。
- 8) 新たな事業等により科又は項目の追加が必要となった場合は、地区委員会の提案に基づく協議会の審議・議決を経て、年度予算書又は補正予算書をもって項目を追加することができるものとする。

第 4 章 特別会計

- 9) 地区のスカウト活動を有効に支援するため、特別運用資金として特別会計を設ける。
- 10) 特別会計の収入は、一般会計からの拠出金をもって充てるものとし、金額は年度予算に関わる地区協議会議決により決定する。
- 11) 特別会計の使途は、日本・世界ジャンボリー等派遣指導者への旅費補助等を主とし、細部は年度予算に関わる協議会の審議、議決を経て決定するものとする。

第5章 会計業務

- 1 2) 財政委員会は、協議会総会における予算審議に併せて、各団に対して分担金等を提示するものとする。
 - 2 各団は、地区分担金等を6月末日までに指定された銀行口座へ振り込むものとする。ただし、期限内において、会計に直接支払うことを可とする。
 - 3 分担金等の内訳は、次のとおりとする。
 - ① 各団割 : 年額16,000円、
但し浜松第29団についてはその半額とする
 - ② スカウト割 : 1,000円/スカウト
但し浜松第29団についてはその半額とする
 - ③ 前年度追加登録スカウト割 : 上半期1,000円/スカウト
下半期 500円/スカウト
但し浜松第29団についてはその半額とする
 - ④ 太田山分担金 : 各団22,000円、但し浜松第29団についてはその半額とし、浜名第1団、湖西第1団、湖西第2団については平成25年度まで当分の間免除する。
 - ⑤ 緑化推進協会 ~~みどりの羽根~~ : 静岡県連盟の示すところによる。
- 1 3) 会計は、協議会総会で承認された予算書に基づき、予算を執行する。
 - 2 会議費、印刷費、通信費、活動費及び運営費については、協議会総会后速やかに各担当者に仮払いを行うものとする。
 - 3 行事費及び研修費（研修費補助を除く）については、各担当者の要請に基づき、当該行事、研修等に先立ち仮払いを行うものとする。
 - 4 研修費補助及び旅費については、支払事由が生じた者からの請求により支出するものとする。
 - ① 研修費補助は、ウッドバッジ研修所、同実修所、団委員研修所、同実修所及びコミッショナー研修所を対象とし、研修終了後に別に定める申請書に修了証及び領収書（又は払込証）のコピーを添付して請求するものとする。
 - ② 旅費は、別に定める旅費内規により、請求するものとする。
 - 5 慶弔費については、別に定める慶弔内規に基づき、支払事由の発生を関係者が地区委員長に報告し、その指示により支出するものとする。
 - 6 備品費については、地区委員会において購入品目を決定し、当該品目を管理する者に対して支出するものとする。
 - 7 予算科目間の流用について、次により認めるものとする。
 - ① 担当者間の調整により、同一科目内において、項目間の流用を認めるものとする。
 - ② 会計の調整により、地区委員長の承認を得て、科目間の流用を認めるものとする。
 - 8 仮払いを受けた者は、行事又は研修については当該行事等終了後速やかに、その他については次年度4月5日までに、所要の書類及び領収書並びに残金を会計に提出するものとする。
 - 9 現金の受け渡しは、地区委員会開催日に会場で行うことを原則とする。

1 4) 予算の執行に伴う書類の書式は、下表による。

| 番号 | 名 称 | 書 式 | 摘 要 |
|----|---------|---------|------------|
| 1 | 帳 簿 | 別紙様式第 1 | 全支出（各項目毎） |
| 2 | 収支報告書 | 別紙様式第 2 | 行事、研修 |
| 3 | 出金・領収書 | 別紙様式第 3 | 仮払い、研修費補助 |
| 4 | 支払証明書 | 別紙様式第 4 | 領収書受領不能な支出 |
| 5 | 領収書貼付台紙 | 別紙様式第 5 | 全支出（各項目毎） |
| 6 | 研修費申請書 | 別紙様式第 6 | 研修費補助 |

注： 支払証明書は、会計への提出前に担当者から地区委員長に領収書不受領の理由を報告し、その承認を得ておくものとする。

1 5) 本会計に関する帳簿書類等の保存期間は、浜松市補助事業に関わるものについては3年間、その他については2年間とする。

第 6 章 付 則

1 6) この規則の改正については、地区委員会において承認を得なければならない。

1 7) この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 4 年 4 月 2 4 日改訂・施行

平成 2 5 年 4 月 2 3 日改訂・施行

会計処理項目の分類表

| 収 入 | |
|-------|---------------------------------|
| 科 | 目 |
| 地区分担金 | 前年度追加登録、団割、スカウト割、太田山分担金、緑化推進協会等 |
| 事業補助金 | 静岡県、浜松市、県連盟等 |
| 寄付金 | |
| 雑収入 | 募金、預金利息等 |
| 前期繰越金 | |

| 支 出 | |
|---------|--|
| 科 | 目 |
| 会議費 | 地区協議会、地区委員会、コミッショナー会議、リーダー会等 |
| 印刷費 | |
| 事務通信費 | |
| 慶弔費 | |
| 備品費 | |
| 旅 費 | |
| 研修費 | 班長訓練野営、救急法講習会、宗教章研修、研修費補助等 |
| 行事費 | 地区大会、県大会、スカウト展、スカウト顕彰、団・隊顕彰、友愛広場等 |
| 活動費 | トレーニング・チーム、ビーバー部門、カブ部門、ボーイ部門、ベンチャー部門、ローバー部門 |
| 運営費 | 総務委員会、財政委員会、組織拡充委員会、進歩委員会、野営行事委員会、ホーム・ページ、会計 |
| 分担金 | 太田山野営場負担金、同倉庫賃貸料、県連地区負担金、連合協議会分担金、福祉協議会拠出金、緑化推進協会等 |
| 特別会計拠出金 | |
| 雑 費 | |
| 予備費 | |

日本ボーイスカウト静岡県連盟浜松地区

慶 弔 内 規

- 1 地区内適用範囲は、原則としてその年度の登録に基づく成人指導者及びその配偶者とする。
- 2 香料は基準を5,000円とし、地区委員会の名において贈る。
生花等供物については、地区正・副委員長の協議により決める。
- 3 上記必要が生じた場合は、当該団委員長が事務局に連絡する。事務長は各団事務連絡責任者に連絡するとともに、必要に応じて県連・近隣地区に連絡する。
- 4 地区外弔事適用範囲は、県・地区の役員とし、地区委員会の名をもって弔電を贈る。
葬儀出席又は香料の必要性については、地区正・副委員長の協議により決める。
- 5 慶事は、対象を隊長・副長の結婚とする。当該団委員長が日時・場所その他必要な事項を事務長に連絡し、事務長は各団事務連絡責任者に連絡する。事務長は地区委員長の名をもって祝電を贈る。
また、事務局は必要に応じ近隣地区に連絡し、祝電を受けられるように計らい、弼栄を祝う。
- 6 地区外慶事の場合は、県連又は当該地区からの要請があった場合に、地区委員長の名をもって祝電を贈る。
- 7 この内規の細部の運用については、必要に応じて地区委員会で協議するものとする。

附則

- 1 この内規は昭和51年10月 1日から適用する。
平成 8年 4月 1日 改正
平成21年 4月 1日 改正
- 2 この内規の決定又は改廃は、地区委員会が行う。

日本ボーイスカウト静岡県連盟浜松地区

旅 費 内 規

- 1 旅費支給摘要範囲は、地区役員等が地区代表として、次の各号に出張が必要とされた場合に支給する。
 - (1) 県連が招集する理事会、各委員会に各委員長が出席する場合
 - (2) 県連が招集する地区コミッショナー会議、事務長会議に出席する場合
 - ~~(3) 県連総会に各団委員長、地区コミッショナー等が出席する場合~~
 - (3) ~~(4)~~ その他、地区委員長が派遣を必要と認めた場合
- 2 旅費計算は必要運賃とし、最寄りの J R 駅間の運賃を基準とする。
主催者側が旅費を支給する場合は、その差額を支給するものとする。
日当は支給しない。
- 3 講習会、特修所、研修所、ジャンボリー本部などの役員及び奉仕者については、支給対象としない。
- 4 宿泊を要する出張についての宿泊料は、地区委員会において協議のうえ、認定した額を支給する。
- 5 会議費を要する場合は、地区委員会において協議のうえ、認定した額を支給する。
- 6 1項で出張（派遣）する場合は、別紙の出張（派遣）旅費申請書を提出し、地区委員長の承認を受ける。
- 7 旅費の支払いは、各月の地区委員会において、地区委員長の確認を得た後に会計に請求し、翌月の地区委員会において受領する。

付則

- 1 この内規は、昭和 58 年 10 月 1 日から適用する。

| | | | |
|---------|----------|-----|----|
| 平成 8 年 | 4 月 | 1 日 | 改正 |
| 平成 12 年 | 5 月 | 8 日 | 改正 |
| 平成 16 年 | 4 月 20 日 | 改正 | |
| 平成 21 年 | 4 月 | 1 日 | 改正 |
| 平成 25 年 | 4 月 23 日 | 改定 | |
- 2 この内規の決定又は改廃は、地区委員会で行う。

日本ボーイスカウト静岡県連盟浜松地区
リーダー派遣支援、海外派遣スカウト壮途祝金内規

- 1 世界ジャンボリー等訓練のための海外支援並びに日本ジャンボリー及びアグナリー等に派遣される成人指導者に対し、派遣支援金を贈ることができる。
支給対象及び金額については、地区委員会における審議で決定する。

- 2 訓練のため海外派遣されるスカウトに壮途祝金を贈ることが出来る。
支給対象及び金額については、地区委員会における審議で決定する。

- 3 前1、2項の支給にあたっては、特別会計から支出することを原則とする。

付則

- 1 この内規は、平成21年 4月 1日から適用する。

- 2 この内規の決定又は改廃は、地区委員会で行う。

改訂記録（印刷不要）

| | | |
|-----------|---|-------------------------|
| 2013/4/23 | <p>会計規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H 2 3 より財政委員会は総務委員会内で運営している実態に整合させる ・ 浜名 1 団、湖西 1, 2 団 太田山分担金免除を平成 25 年度までとする ・ 障がい児団支援のため、太田山負担金だけでなく 団割り、スカウト割り負担金も半額とする ・ みどりの羽根 は H25 から 緑化推進協会負担金となる <p>旅費内規</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H 2 1 の改定で 県連総会への参加率アップのため、旅費を支給しているが、収入減のため削減する | 2013/4/1 地区委員長 西村 |
| 2012/4/24 | <p>会計規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日連規程により団運営研修所が団委員研修所に変更 団委員実修所新設に対応 | 2012/4/1 地区委員長 西村 |
| | | |
| | | |